

事務に係るものを除く。」を削る。

第16条中第8号を削り、同条第7号中「県の機関又は国若しくは他の地方公共団体」を「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改め、同号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号イ中「若しくは」を「、独立行政法人等、」に改め、「地方公共団体」の次に「若しくは地方独立行政法人」を加え、同号オ中「又は国」を「、国」に改め、「経営する企業」の次に「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」を加え、同号を同条第8号とし、同条第6号中「及び他の地方公共団体」を「、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に、「又は意思決定」を「若しくは意思決定」に、「その他当該審議、検討又は協議に支障」を「、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを削り、同条第1号の次に次の4号を加える。

(2) 開示請求者(第14条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第19条第6項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報及び支出に係る行政文書であつて法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

第17条に次の1項を加える。

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第17条の次に次の1条を加える。

(裁量的開示)

第17条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報(第16条第1号の情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

第19条第1項中「対し、その旨」の次に「、開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第7条第4項第2号又は第3号に該当する場合における当該個人情報取扱事務の目的については、この限りでない。

第19条第6項中「国」の次に「、独立行政法人等」を、「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加え、「(開示請求者が代理人である場合にあっては、本人)」を削り、「開示請求に係る個人情報」が記録された行政文書の表示を「当該第三者に関する情報の

内容」に改め、同条第7項中「前項」を「前2項」に、「第1項の決定（以下「開示決定」という。）」を「開示決定」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第16条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第17条の2の規定により開示しようとするとき。

第19条の次に次の1条を加える。

(事案の移送)

第19条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報がある実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施に必要な協力をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

第24条第1項第3号を次のように改める。

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

第24条第2項中「訂正請求」の前に「実施機関は、」を加え、「は、実施機関」を削り、「しなければならない」を「することを求めることができる」に改める。

第2章第2節中第25条の次に次の6条を加える。

(事案の移送)

第25条の2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報がある実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において前条第1項の決定（以下「訂正決定等」という。）を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の規定により訂正請求に係る個人情報の訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第25条の3 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求できる者)

第25条の4 開示を受けた自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、当該実施機関に対し、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条又は第9条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

(利用停止請求の手続)

第25条の5 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は利用停止請求をしようとする者について、同条第3項の規定は利用停止請求書について準用する。この場合において、同項中「開示請求をした者」及び「開示請求者」とあるのは、「利用停止請求をした者」と読み替えるものとする。